

学校において作成する計画等（一覧） 【概要】

平成29年10月20日
学校における働き方改革特別部会
資料2-3

主な根拠	作成の必要性	学習指導関係	生徒指導関係	学校運営関係
法令	必須	○ 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事)の指導計画 【学習指導要領(総則)】	■ (特別支援教育に係る)個別の教育支援計画(※1) 【学習指導要領(総則)】	○ 学校保健計画<<再掲>> 【学校保健安全法第5条】
		○ 道徳教育の全体計画 【学習指導要領(総則)】	○ 学校いじめ防止基本方針 【いじめ防止対策推進法第13条】	○ 消防計画 【消防法第8条、同法施行規則第3条】
		○ 総合的な学習の時間の全体計画 【学習指導要領(総合的な学習の時間)】		○ 学校安全計画<<再掲>> 【学校保健安全法第27条】
		○ 特別活動の全体計画 【学習指導要領(特別活動)】		○ 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル) 【学校保健安全法第29条】
		■ (特別支援教育に係る)個別の指導計画(※1) 【学習指導要領(総則)】		○ (学校評価に関連して設定する)目標等(※2) 【学校教育法第42条、同法施行規則第66条】
		○ 食に関する指導の全体計画 【学校給食法第10条】		○ 学校の運営に関する基本的な方針(※3) 【地教行法第47条の6第4項】
		○ 学校保健計画 【学校保健安全法第5条】		
	○ 学校安全計画 【学校保健安全法第27条】			
	任意	■ (日本語指導に係る)個別の指導計画 【学習指導要領(総則)】		
通知	任意	○ 学校図書館全体計画等 【平成28年11月29日付け「学校図書館の整備充実について(通知)」】	○ 進路指導方針 【平成28年7月29日付け「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」】	○ 学校図書館全体計画等<<再掲>> 【平成28年11月29日付け「学校図書館の整備充実について(通知)」】
			■ 不登校児童生徒の支援計画 【平成28年9月14日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」】	
答申、報告書等	任意	○ 体育・健康に関する指導の全体計画 【学習指導要領解説(総則)】	■ 不登校児童生徒の支援計画<<再掲>> 【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(平成29年3月31日文科科学大臣決定)】	○ 食物アレルギー対応委員会 年間計画 【学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月)】
		○ 部活動の指導計画 【「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)】		○ 保健室経営計画 【「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)」(平成20年1月17日 中央教育審議会)】
		○ (人権教育に係る)年間指導計画 【人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)】		○ 校内研修計画 【「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)】
		○ (キャリア教育に係る)全体計画 【小学校キャリア教育の手引き(平成22年1月)、中学校キャリア教育の手引き(平成23年3月)】		

学校において作成する計画等で、法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠がある計画等が対象

○:学校単位で作成されるもの、■:児童生徒ごとに作成されるもの

(※1) 特別支援学校は作成が義務付けられている。また、次期学習指導要領では、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒については作成が義務付けられている。

(※2) 自己評価(当該評価を行うに当たっての適切な項目の設定を含む)の実施、結果の公表・報告が義務付けられている。

(※3) 学校運営協議会が設置された学校の場合は作成が義務付けられている。

学校において作成する計画等（一覧）

※法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠がある計画等

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
1	学習指導関係	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事)の指導計画	指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画を作成。	<p>◆学習指導要領(総則)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2 教育課程の編成</p> <p>3 教育課程の編成における共通の事項</p> <p>(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項</p> <p>各学校においては次の事項に配慮しながら学校の創意工夫を生かし全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。</p> <p>ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。</p> <p>イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。</p> <p>ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。</p> <p>エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。</p>	◎	学校	年度初め等	<p>□学習指導要領解説</p> <p>指導計画の作成等に当たっての配慮事項</p> <p>教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えられる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画であると言える。</p> <p>すなわち、指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。</p> <p>各学校においては、第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。</p>
2	学習指導関係	道徳教育の全体計画	道徳教育の全体計画を作成。	<p>◆学習指導要領(総則)</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</p>	◎	学校	年度初め	

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
3	学習指導関係	総合的な学習の時間の全体計画	総合的な学習の時間の全体計画を作成。	◆学習指導要領(総合的な学習の時間) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) <u>全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。</u>	◎	学校	年度初め	
4	学習指導関係	特別活動の全体計画	特別活動の全体計画を作成。	◆学習指導要領(特別活動) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) <u>各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達の段階などを考慮するとともに、第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。</u>	◎	学校	年度初め	
5	学習指導関係 生徒指導関係	(特別支援教育に係る) 個別の指導計画 個別の教育支援計画	障害のある児童生徒に関して、指導についての計画を個別に作成。(努力義務) 障害のある児童生徒に関して、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成。(努力義務) 次期学習指導要領では、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒については、作成が義務付けられている。 特別支援学校は、作成が義務付けられている。	◆学習指導要領(総則) 第4 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童などへの指導 エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、 <u>個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。</u> 特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、 <u>個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。</u> ◆特別支援学校学習指導要領(総則) 第3節 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通の事項 (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項 イ 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、 <u>個別の指導計画を作成すること。</u> 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、 <u>個別の教育支援計画を作成すること。</u>	◎(※特別支援学校等の場合)	児童生徒	年度初め	○平成19年4月1日付け「特別支援教育の推進について(通知)」 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取り組み (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、 <u>校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。</u> 委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教委員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。 なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。
6	学習指導関係	(日本語指導に係る) 個別の指導計画	通級による日本語指導を受ける児童生徒について個別に指導計画を作成。	◆学習指導要領(総則) 第1章 総則 第4 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (2) <u>海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導</u> 日本語の習得に困難のある児童については、 <u>個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u>		児童生徒	年度初め	

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
7	学習指 導関係	食に関する指導の全 体計画	学校給食を活用した食に関する指 導が効果的に行われるよう、学校 給食と関連しつつ学校における 「食に関する指導の全体計画」を 作成。	◆学校給食法第10条 第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び 態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性につい ての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導そ 他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合におい て、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育 諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を 講ずるものとする。 2・3 (略)	◎	学校	年度初め	
8	学習指 導関係	体育・健康に関する指 導の全体計画	体育・健康に関する指導の全体計 画を作成。	□学習指導要領解説(総則) 学校において、 <u>体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能 力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地 域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団 体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。</u>		学校	年度初め	
9	学習指 導関係	部活動の指導計画	部活動の年間計画等を策定。	□「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21 日中央教育審議会) 3.「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策 (1)専門性に基づくチーム体制の構築 ②教員以外の専門スタッフの参画 iii)部活動に関する専門スタッフ ア部活動指導員(仮称) (前略) ただし、 <u>部活動の顧問の業務には、生徒に対する技術的な指導だけでなく、部活動に 関する年間・月間活動計画の作成や部活動予算の調整、学校内外の顧問会議への出 席等もあることから、部活動指導員(仮称)は、教員との連携・協力が不可欠である。</u> (後略)		学校	年度初め 等	□運動部活動の在り方に関する調査研究報告書(平成25年 5月27日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会 議) 運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて ①顧問の教員だけに運営、指導を任せるとはならず、学校組織全体で運動 部活動の目標、指導の在り方を考えましょう ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう (生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の 作成) ○運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主 的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を 高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課 後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を 行うに際して様々な目的、目標があります。 各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により 活動するのではなく、 <u>生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活 動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目 標、指導の方針を検討、設定することが必要です。</u> この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、 <u>生徒が生涯にわたってス ポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すこと に十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。</u> ○さらに、この目標の達成に向けて、 <u>長期的な期間や各学年等での指導 (活動)内容とそのねらい、指導(練習)方法、活動の期間や時間等を明確に した計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明 し、理解を得ることが重要です。</u>

	分類	計画	概要	<p style="text-align: center;">主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)</p>	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
10	学習指 導関係	(人権教育に係る) 年間指導計画	人権教育の年間指導計画の立案 が重要。	<p>□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)</p> <p>各学校において人権教育の目標を実現していくためには、<u>人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。</u></p>		学校	年度初め	<p>□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)</p> <p>各学校において人権教育の目標を実現していくためには、<u>人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。</u>この推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられる。</p>
11	学習指 導関係	(キャリア教育に係る) 全体計画	キャリア教育に関する全体計画を 作成する。	<p>□小学校キャリア教育の手引き(平成22年1月)</p> <p>第2節 全体計画の作成 全体計画の基本的な考え方 このように全体計画は、自校のキャリア教育の基本的な在り方を内外に示すとともに、学校の特色や教育目標に基づいたキャリア教育の教育課程への位置付けを明確にするものであり、キャリア教育を体系的に推進していくために<u>欠かせないもの</u>である。また、各教科等におけるねらいや指導の重点項目を確認し、共通理解を図ることもできる。 全体計画に盛り込むべき項目の例を以下に示す。 ① 必須の要件として詳細に記すもの ・各学校において定めるキャリア教育の目標・教育内容・方法・育成すべき能力・態度・各教科等との関連 ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの ・学習活動・指導体制・学習の評価 ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの。具体的には、例えば、以下のような事項等が考えられる。 ・学校の教育目標・当該年度の重点目標・地域の実態・学校の実態・児童の実態・保護者の願い・地域の願い・教職員の願い・地域との連携・中学校との連携・近隣の小学校との連携</p> <p>第3節 年間指導計画の作成 年間指導計画の基本的な考え方 各学年における年間指導計画は、各発達の段階における能力や態度の到達目標を具体的に設定するなど、全体計画を具現化するものである。各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の中学校学習指導要領におけるキャリア教育に関する事項を確認し、相互の関連性や系統性に留意し、有機的に関連付け、発達の段階に応じた教育活動を展開する必要がある。また、これらの<u>指導計画は各学校の教育課程に適切に位置付けられるべきものである。</u> 年間指導計画に盛り込む要素としては、学年・実施時期・予定時数・単元名・各単元における主な学習活動・評価などが考えられる。生徒の学習経験や発達の段階を考慮するとともに、季節や学校行事などの活動時期を生かし、各教科等との関連を見通して計画する必要がある。</p> <p>□中学校キャリア教育の手引き(平成23年3月)</p> <p>第2章 中学校におけるキャリア教育の推進のために 第2節 全体計画の作成 全体計画の基本的な考え方 キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な学校教育全体の活動を通じて体系的に行われるものである。 <u>各学校においては、生徒や地域の実態に応じて学校ごとに焦点化・重点化して、全体計画の作成に当たっていくことが望まれる。</u> 全体計画に盛り込むべき項目の例を以下に示す。(略) 第3節 年間指導計画の作成 (略)</p>		学校	年度初め	<p>□小学校キャリア教育の手引き(平成22年1月)</p> <p>学校では校長の方針に基づき、キャリア教育の目標が達成できるように、<u>全教職員が協力して全体計画を作成し、円滑に実践していく校内推進体制を整える必要がある。</u>校内推進体制の整備に当たっては、全教職員が目標を共有しながら適切に役割を分担するとともに、教職員間及び校外の支援者と連絡を密にして進めていくことが肝要である。</p> <p>□中学校キャリア教育の手引き(平成23年3月)</p> <p>校長は教員に対してキャリア教育の教育的意義についての共通理解を図ることが大切になる。特に、中学校においては、このキャリア教育の教育的意義の共通理解こそが、進路指導との関連を明確にするために<u>欠かせないこと</u>となるのである。また、教育課程における位置付けについての考えを全教職員に示さなければならない。その実施に向けて、例えば「<u>キャリア教育推進委員会</u>」等の校内組織を整える必要がある。これらを機能させ、全教職員が互いに連携を密にして、キャリア教育の指導計画を作成し、円滑な実施に努めていかなければならない。(中略) 学校では校長の方針に基づき、キャリア教育のねらいが達成できるように、<u>全教職員が協力していくことが大切であり、しっかりとした校内の推進体制を整える必要がある。</u>校内推進体制の整備に当たっては、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら、適切に役割を分担していかなければならない。また、それは、校内のみでなく、保護者や地域の人々をも視野に入れておくことが求められている。 さらに、中学校では校内の推進体制において特に留意しなければならないことがある。それは、これまでの<u>進路指導の体制とキャリア教育の体制との関連をどのように整理していくか</u>、ということである。整理の仕方として主な考え方は二つある。一つは、これまで進学先や就職先の決定をめぐる指導を中心に担ってきた体制(「進路指導部(係)」などと呼ばれる組織の中心的な役割が、事実上、進学先や就職先の決定をめぐる指導に限定されてきた学校も少なくないだろう)とキャリア教育の体制をそれぞれ別につくり、共存させていくこと、もう一つは、進路指導とキャリア教育の体制を統合させ、キャリア教育にこれまでの進路指導を包含して推進する体制としていくこと、である。ほかにも考えられるだろうが、いずれにしても、各学校の実態に即した目標達成のための創意ある体制を整えていくことが大切である。</p>

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
12	生徒指導関係	進路指導方針	推薦基準など進路指導に関する学校の方針について、校長のリーダーシップの下、組織的に決定。	○平成28年7月29日付け「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」 進路指導に関する学校の方針(方針の決定・変更方法、推薦の可否等の生徒本人に関する進路指導上の重要情報の決定・伝達の時期・方法等を含む。)について、校長のリーダーシップの下、組織的に決定すること。また、決定した方針については、各学校の全教職員間で共有しておくこと。		学校	適宜	○平成28年7月29日付け「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」 生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者(生徒指導主事、進路指導主事等)及び教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応をとること。 ○平成5年2月22日付け「高等学校の入学選抜について(通知)」 中学校においては、進路指導主事等が中心となって生徒や保護者に専門的な指導助言を行ったり、相談に応じられる体制を整備すること。
13	生徒指導関係	学校いじめ防止基本方針	学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定。	◆いじめ防止対策推進法第13条 (学校いじめ防止基本方針) 第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 □いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定)) 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容である必要がある。 その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。 また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。 さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。	◎	学校	一度策定(※すべての学校で策定済み)、必要に応じて改定	◆いじめ防止対策推進法第22条 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 ◆いじめ防止対策推進法第28条 (学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 一・二(略) □いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定)) □いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文科科学省) ○平成29年2月3日付け「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」 学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的に行い、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
14	生徒指 導関係	不登校児童生徒の支 援計画	個々の児童生徒ごとに不登校に なったきっかけや継続理由等を把 握して支援策を策定。	<p>□義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指 針(平成29年3月31日文科科学大臣決定)</p> <p>学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつ つ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行 うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その 際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「<u>児童生徒理解・教育支援シート</u>」 等を作成することが望ましい。</p> <p>○平成28年9月14日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」 不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関 係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒 ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援 策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と 話し合うなどして、「<u>児童生徒理解・教育支援シート(試案)</u>」を作成することが望ましいこ と。</p>		児童生徒	適宜	<p>□義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機 会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日文科科学 大臣決定)</p> <p>○平成28年9月14日付け「不登校児童生徒への支援の在り 方について(通知)」別添2「児童生徒理解・教育支援シート の作成と活用について」</p> <p>○平成29年2月3日付け「児童生徒の教育相談の充実につい て(通知)」 学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして 取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期か ら組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を 定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案につ いては、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実 施することが必要であること。</p>
15	学習指 導関係 学校運 営関係	学校図書館全体計画 等	校長は、学校図書館の館長として の役割も担っており、学校は、学 校図書館全体計画等を策定。	<p>○平成28年11月29日付け「学校図書館の整備充実について(通知)」 別添1「学校図書館ガイドライン」 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学 校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏 まえ、<u>学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の 下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、 教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。</u> 学校は、<u>教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に 関する各種指導計画等</u>に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう 努めることが望ましい。 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総 括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、 <u>年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡 調整等に従事するよう努めることが望ましい。</u></p>		学校	年度初め	<p>○平成28年11月29日付け「学校図書館の整備充実について (通知)」 別添1「学校図書館ガイドライン」 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を 設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ま しい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的 に関わることも有効である。</p>

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
16	学習指導関係 学校運営関係	学校保健計画	健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定。	◆学校保健安全法第5条 (学校保健計画の策定等) 第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、 <u>児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</u>	◎	学校	年度初め	
17	学校運営関係	消防計画	防火管理に係る消防計画を作成。	◆消防法第8条 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの <u>管理について権原を有する者</u> は、政令で定める資格を有する者のうちから <u>防火管理者を定め</u> 、政令で定めるところにより、当該防火対象物について <u>消防計画の作成</u> 、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。 2~5 (略) ◆消防法施行規則第3条 (防火管理に係る消防計画) 第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。	◎	学校	一度策定、必要に応じて改定	○防火管理者を定め、消防計画を作成する義務がある学校は以下のとおり。 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校については、消防法施行令第一条の二第三項第一号ロで、収容人員が30名以上と定められている。 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するものについては、消防法施行令第一条の二第三項第一号ハで、収容人数が50名以上と定められている。
18	学習指導関係 学校運営関係	学校安全計画	安全点検、児童生徒等に対する安全指導、教員研修、その他安全に関する事項について計画を策定。	◆学校保健安全法第27条 (学校安全計画の策定等) 第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、 <u>当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</u>	◎	学校	年度初め	
19	学校運営関係	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)	事故等の発生時において教職員が取るべき措置等を定める「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」を作成。	◆学校保健安全法第29条 (危険等発生時対処要領の作成等) 第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、 <u>危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するもの</u> とする。 2・3 (略)	◎	学校	一度策定、必要に応じて改定	

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
20	学校運 営関係	食物アレルギー対応 委員会 年間計画	食物アレルギー対応委員会にお けるその他検討・確認事項(緊急 時対応研修等)をまとめ、年間計 画を作成。	□学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月) I チェック表 1食物アレルギー対応委員会 <u>委員会の年間計画</u> 委員会におけるその他検討・確認事項(緊急時対応研修等)をまとめ、 <u>年間計画</u> を作 成します。		学校	年度初め 等	
21	学習指 導関係 学校運 営関係	保健室経営計画	保健室の経営において達成される べき目標を立て、計画的・組織的 に運営するために作成される計画	□「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を 進めるための方策について(答申)」(平成20年1月17日 中央教育審議会) 子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を 果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、 <u>養護教諭は 保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。</u>		学校	年度初め	

	分類	計画	概要	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	作成の 必要性 (作成が必 須であるも のに◎)	計画の対 象 (学校/児童生徒)	想定される 作成時期	備考(関連事項等)
22	学校運 営関係	(学校評価に関連して 設定する)目標等	学校運営の状況について評価を 行う前提として、目標や評価項目 等の設定を行う。	<p>◆学校教育法第42条、第43条 第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状 況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教 育水準の向上に努めなければならない。 第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとも に、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に 関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>◆学校教育法施行規則第66条、第67条、第68条 第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その 結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。 第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他 の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるもの とする。 第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場 合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>□学校評価ガイドライン(平成28年3月 文部科学省) 具体的かつ明確な目標の設定 この学校教育目標の実現を目指す上で、別に具体的な目標や計画を設定することが必要となる。このため、 学校教育目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、<u>中期的な学校 経営の方針を策定することが通例である。さらに、この中期的な方針を敷衍して、</u> ・学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題 ・前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策 ・児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを通じて把握した学校 への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題 に基づき、<u>重点的(あるいは段階的)に取り組むことが必要な単年度などの短期的(場合によっては中期的)な 目標や教育計画を具体的かつ明確に定める。</u> その際、重点として設定する目標等は、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性 あるものとなるよう、学校運営の全分野を網羅し総花的に設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解 決を目指す課題に応じて精選する。</p>	◎(※ 自己評 価は義 務)	学校	(目標の設 定等) 年度初め 等 (評価) 年度末等	<p>□学校評価ガイドライン(平成28年3月 文部科学省) 学校全体としての目標の共有と体制の整備 <u>学校の学校経営方針・計画、教育課程、指導計画、学校保 健計画、学校安全計画、研修計画、施設設備の整備や予算 に関する計画等の各種具体的な計画や、校務分掌、校内組 織は上記の目標等の達成を目指す上で適した内容となるよう 随時見直しを行う。その際、必要性が低くなったものについ ては、法令等に抵触しない範囲で廃止も含めた柔軟な対応が 重要である。</u></p> <p>自己評価の実施 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加 して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、<u>評価委員会など、学校評価を中心となって実施するため の組織を校内に設けることも考えられる。</u></p>
23	学校運 営関係	学校の運営に関する 基本的な方針	学校運営協議会が設置された学 校の校長は、対象学校の運営に 関して、教育課程の編成その他教 育委員会規則で定める事項につ いて基本的な方針を作成。	<p>◆地教行法第47条の6第4項 第四十七条の六 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、<u>教育課程の編成その他教育委 員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協 議会の承認を得なければならない。</u></p>	◎(※学 校運営協 議会が設 置された 学校の場 合)	学校	年度初め	
24	学校運 営関係	校内研修計画	校内研修に係る計画を策定。	<p>□「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う 教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月21日 中央教育審議会) 学校内においては、校長のリーダーシップの下、研修リーダー等を校内に設け、<u>校内研 修の実施計画を整備し、当該計画に則して各教員の自律的、主体的な学習意欲を尊重 しながら、研修チームを設けるなどして組織的・継続的な研修が行われることが期待され る。</u></p>		学校	年度初め	<p>□「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上につ いて～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向 けて～(答申)」(平成27年12月21日 中央教育審議会) また、校内研修は、各学校や地域の実態に根ざしたものであり、日々の授業などにその成果が反映されやすく、教員自身 が学びの成果を実感しやすいなど、教員の学ぶモチベーショ ンに沿ったものである。特に、世界的にも評価の高い授業研 究文化は、我が国の学力水準の維持向上に大きく寄与する 誇るべきものであり、<u>これらの活性化が不可欠である。(中略)</u> 学校内においては、校長のリーダーシップの下、研修リー ダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備し、当該 計画に則して各教員の自律的、主体的な学習意欲を尊重し ながら、研修チームを設けるなどして組織的・継続的な研修 が行われることが期待される。</p>